

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

 ご照会などにつきましては、お電話で承ります。 第一フロンティア生命お客さまサービスセンター ☎0120-876-126 営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00	サービス内容 ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ ②給付金などの請求のお手続き ③目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き
 現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。 第一フロンティア生命ホームページ URL http://www.d-frontier-life.co.jp/	
ご契約内容について下記の書類をご郵送します。 ●「ご契約内容のお知らせ」(年2回) *1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降にご郵送します。	●「円貨建の年金保険への移行のお知らせ」 *ご契約時に「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時にご郵送します。

ご検討、お申し込みの際には、「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。
「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申し込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ信託銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者（生命保険募集人）に関するお問い合わせは、照会先【第一フロンティア生命03-6685-6500（大代表）】までご連絡ください。

ご確認いただきたい事項

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万が一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置※1が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時に約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%※2となっています。（2016年3月現在）
- 「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
- ※1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることとしています。
- ※2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90%であり、保険金・給付金などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。たとえば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申し込みの際は、内容を十分に正確かつ明瞭に、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ信託銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ信託銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申し込みをされてもお申し込みをされなくても、みずほ信託銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ信託銀行で保険のお申し込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保料に充当した場合、保険金額や解約返還金額など借入元金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

【募集代理店】

みずほ信託銀行株式会社

【引受保険会社】



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウィズタワー

第一フロンティア生命
第一生命グループ

電話 (03) 6685-6500 (大代表)

お客さまサービスセンター ☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

16年5月版

（客）B15F0278(2016.2.2) 営業F1418-08 '16年4月作成

第一フロンティア生命の個人年金保険

プレミアカレンシーM

通貨指定型個人年金保険



**この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。**

この商品は外貨建であり、為替リスクがあります。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分に読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申し込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

みずほ信託銀行株式会社



第一フロンティア生命
第一生命グループ

しくみと特徴

ポイント1

●運用する通貨を指定できます。 米ドル ユーロ 豪ドル

●運用する期間を選べます。 3年 5年 6年 10年

⚠ 為替リスクについて、くわしくは▶P15をお読みください。

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。

ポイント2

●ご契約に適用される積立利率で、確実にふやします。

●指定通貨建の年金原資額が、契約時に確定します。

⚠ 解約・減額する場合のリスクについて、くわしくは▶P15をお読みください。

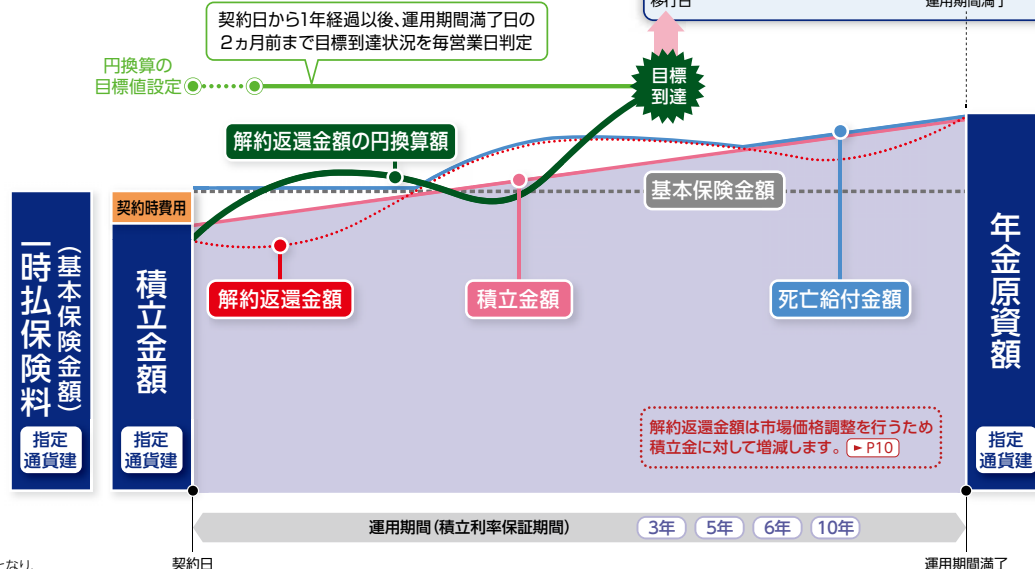
しくみ図(イメージ)

指定通貨入金の場合	
払込通貨	指定通貨
米ドル	米ドル
ユーロ	ユーロ
豪ドル	豪ドル

「保険料円貨入金特約」付加*	
払込通貨	指定通貨
円	米ドル
	ユーロ
	豪ドル

「保険料外貨入金特約」付加*	
払込通貨	指定通貨
米ドル	豪ドル
豪ドル	米ドル

*適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定のレートとなり、毎営業日、第一フロンティア生命のホームページに公表されます。



お受取方法

一括受取

または

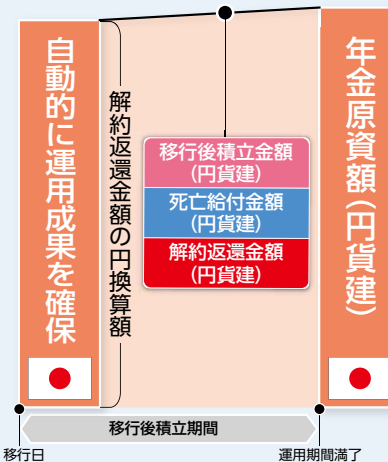
年金受取



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

ポイント3 (「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加)

ご契約時に指定した円換算の目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、受け取れます。



円換算の目標値設定 (ご契約後に目標値設定はできません)

ご契約時に、**105%または110~200%(10%きざみ)**で目標値を設定します。

●目標値到達までは、目標値を何度でも変更することができます。
●変更時はさらに250%、300%も指定いただけます。

例 円貨払込金額 **1,000万円** × 目標値 **110%** = 目標金額 **1,100万円**

移行後積立期間にできること

- ①ご契約を解約して、解約返還金額 (円貨建) のお受取り (市場価格調整は行いません)
- ②年金支払開始日を繰り上げて、年金でのお受取り (市場価格調整は行いません)

*移行後積立金額は当社所定の利率で積み立てます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動など

によって損失が生じるおそれがあります。くわしくは▶P13~15をお読みください。

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認い
お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由
などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしお

ただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項
り・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

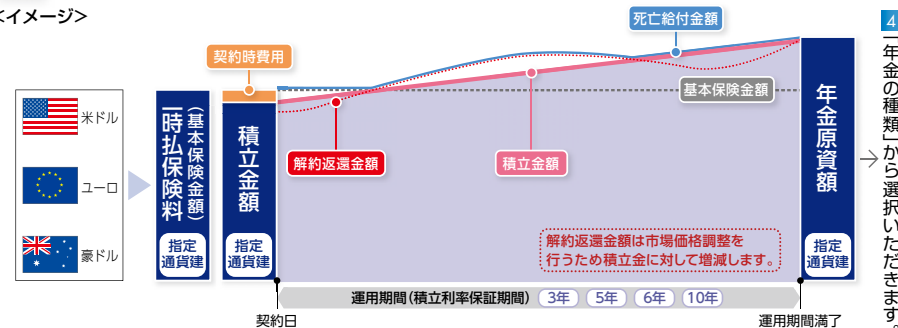
- この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立
利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払
方式の外貨建の年金保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申し込みの際に1つ指定いただきます。
- 積立利率は、通貨および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債(米ドルの場合はアメリカ
国債、ユーロの場合はドイツ国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債)の流通利回りを指標金利とし、
その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な
費用を考慮したうえで、毎月2回(1日と16日)設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率
保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。
- 外貨建の年金原資額や死亡給付金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 年金の種類は確定年金、死亡時保証金額付終身年金、10年保証期間付終身年金から選択できます。
また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。
- 「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の付加により、「契約時の基本保険金額の円換算額」
に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を
確保して円貨建の年金保険に移行します(移行後の積立金額は、当社所定の利率による利息を
つけて年金支払開始日の前日まで積み立てます)。

<この保険の費用・リスク>

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動
などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは ▶P13~15 をお読みください。

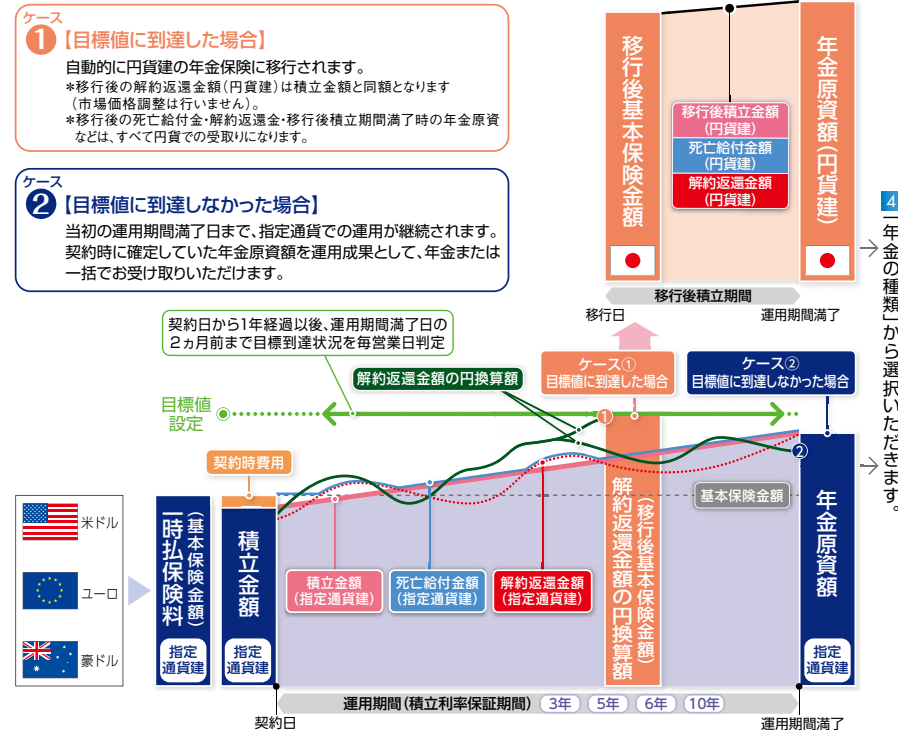
3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

<イメージ>



4 年金の種類から選択いただきます。

「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合のイメージ



4 年金の種類から選択いただきます。

* 上記のしくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではありません。
* 積立利率保証期間は3年、5年、6年、10年から選択可能です(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・運用期間があります)。

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢*
確定年金	年金受取期間は、3年～7年(1年きざみ)、10年～40年(5年きざみ)から選択できます。  年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	3歳～90歳
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額(死亡時保証金額) = 年金原資額 - 年金受取総額 死亡時保証期間(年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。この場合、年金を継続して受け取るお取り扱いはありません。	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳
一括受取(年金原資額)の一時支払	一括受取 年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

*年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000豪ドル、円貨の場合は30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。

*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P12をご参照ください。
- 「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加し、円貨建の年金保険への移行後に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における積立金額となります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りにくらべてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

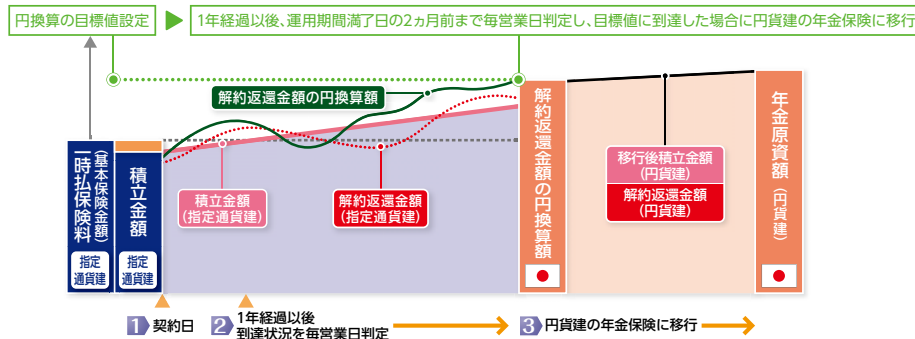
5 この保険には付加できる特約があります

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

目標値到達時円貨建年金保険移行特約	■ご契約時のみ付加できます(ご契約後に付加することはできません)。 ■「契約時の基本保険金額の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円貨建の年金保険に移行します。 ■目標値は105%または110～200%から10%きざみで指定いただけます。目標値は契約後も、移行日の前日までに限り、変更できます。変更時にはさらに250%、300%も指定いただけます。 *市場環境(P21・22をご参照ください)によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
保険料円貨入金特約	■保険料を円貨でお払い込みいただくことができます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
保険料外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただくことができます。 ■払込通貨および指定通貨について、ユーロは取り扱いません。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
円貨支払特約	■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■年金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の年金払特約	■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回(5回きざみ))から選択いただけます。

6 目標値を設定した場合は、以下のとおりのお取り扱いになります。

〈「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合のイメージ〉



1 円換算の目標値設定

(ご契約後に設定することはできません)

105%または110～200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

目標値到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定いただけます。

払込通貨	円換算の目標金額
外貨 (指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 一時払保険料 (指定通貨建) × 契約日の第一フロンティア生命所定の為替レート (TTM+50銭) ^{※1}
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	外貨払込金額の円換算額 × 目標値 指定通貨以外の外貨払込金額 × 契約日の第一フロンティア生命所定の為替レート (TTM+50銭) ^{※1}
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値

※1 「判定基準為替レート」といいます。

2 到達状況の判定

契約日から1年経過以後より、運用期間満了日の2ヵ月前まで、到達状況を毎営業日判定します。

- 解約返還金額 (指定通貨建) の円換算額が設定した目標値に到達しているかを毎営業日判定します。
- 積立利率保証期間を更新 (延長) した場合でも、契約時の基本保険金額の円換算額に対する判定を、更新後の運用期間満了日の2ヵ月前まで行います。
- 判定は、第一フロンティア生命所定の為替レート (TTM+50銭^{※2}) で円換算のうえ行います。

※2 「目標値判定為替レート」といいます。

3 目標値に到達した場合

運用成果を円貨で確定し、自動的に円貨建の年金保険に移行します。

- 移行後の積立金額は、年金支払開始日の前日まで第一フロンティア生命所定の利率で運用されます。
- 移行後の解約返還金額 (積立金額と同額) は市場価格調整を行わず、経過日数に応じて増加します。
- 死亡給付金・解約返還金・移行後積立期間満了時の年金原資などは、すべて円貨での受取りになります。

※解約・減額および年金原資額の一括受取の税務のお取り扱いにつきましては、契約日からの年数などにより異なります。くわしくはP18をお読みください。

7 積立利率保証期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取り扱いとなります

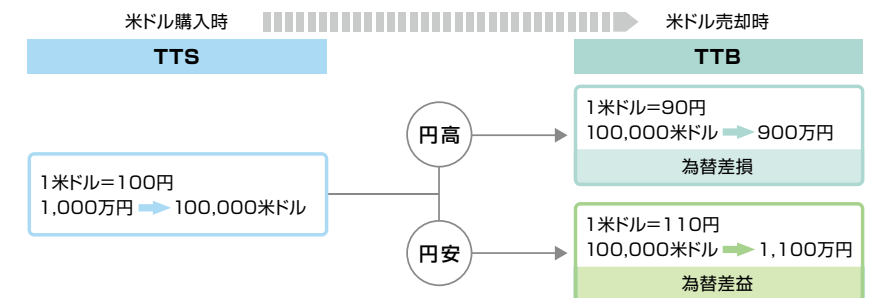
基本保険金額 (一時払保険料) もしくは 各払込金額	最低	<table><tr><td>指定通貨で入金する場合</td><td>米ドル 10,000米ドル</td><td>ユーロ 10,000ユーロ</td><td>豪ドル 10,000豪ドル</td></tr></table>	指定通貨で入金する場合	米ドル 10,000米ドル	ユーロ 10,000ユーロ	豪ドル 10,000豪ドル											
		指定通貨で入金する場合	米ドル 10,000米ドル	ユーロ 10,000ユーロ	豪ドル 10,000豪ドル												
	「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 100万円															
	最高	「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨	払込通貨:米ドル 10,000米ドル	払込通貨:豪ドル 10,000豪ドル												
※保険料の払込単位は、円:1万円、米ドル:1米ドル、ユーロ:1ユーロ、豪ドル:1豪ドル。																	
*ご契約時および 更新時の金利情勢 などによっては お取り扱いでき ない指定通貨・ 運用期間があり ます。		運用期間 (積立利率 保証期間)	5億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険 金額は通算して5億円相当額を超えることはできません。														
契約年齢		<table><tr><td colspan="4">積立利率保証期間</td></tr><tr><td>3年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>10年</td></tr><tr><td>0歳～87歳</td><td>0歳～85歳</td><td>0歳～84歳</td><td>0歳～80歳</td></tr></table> ※契約日における被保険者の満年齢				積立利率保証期間				3年	5年	6年	10年	0歳～87歳	0歳～85歳	0歳～84歳	0歳～80歳
積立利率保証期間																	
3年	5年	6年	10年														
0歳～87歳	0歳～85歳	0歳～84歳	0歳～80歳														
年金受取 開始年齢	確定年金	3歳～90歳 ※年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 (年金受取開始年齢+年金受取期間≦105歳)															
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳～90歳															
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定															
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 ※ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。															
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 ※後継年金受取人は1名のみ指定できます。 ※ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。															
年金種類の変更		年金支払開始日以前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および 10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。															
年金受取期間の変更		年金支払開始日以前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。															
年金支払開始日の変更		繰上げ年金開始、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。															
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。															
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 ※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金 計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。															
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。															
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000ユーロ、10,000豪ドル以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。															
契約者貸付		取り扱いません。															

8 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

9 この保険には為替リスクがあります

詳細はP15をご参照ください。

為替リスクの例(米ドルの場合)



- TTS(対顧客電信売相場)・・・お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
 - TTB(対顧客電信買相場)・・・お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
 - TTM(対顧客電信売相場仲値)・・・TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。
- *為替相場に変動がない場合(TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには為替手数料が反映されており、為替レートに差があることから、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

10 解約返還金額の計算に際しては、市場価格調整を行います

市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。
- 解約・減額に加えて、繰上げ年金開始をした場合や、目標値に到達して円貨建の年金保険に移行する場合にも、市場価格調整が適用されます。
- 円貨建の年金保険への移行後(移行後積立期間中)は市場価格調整を行いません。したがって、解約返還金額は積立金額と同額となります。

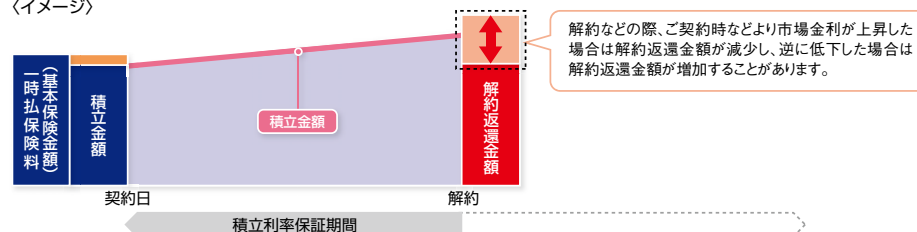
解約返還金額の計算方法

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

- *「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- *「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間の更新日とみなした場合に、指定通貨と同一の通貨の種類でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。
- *「残存月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

＜イメージ＞



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたいいただきますようお願いいたします。
この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内

事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み
容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

⚠️ ご注意 お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

ご契約時

項 目	費 用
契約時費用 ご契約の締結に 必要な費用です。	基本保険金額に対して
	積立利率保証期間
	3年 5年 6年 10年
	2.5% 3.5% 4.0% 6.0%

積立利率保証期間中

直接負担していただく費用はありません。

*保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

積立利率保証期間の更新時

項 目	費 用
更新時費用 積立利率保証期間 の更新に必要な 費用です。	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して
	積立利率保証期間
	1年 3年 5年 6年 10年
	0.2% 1.1% 1.8% 2.1% 3.6%

年金受取期間中

項 目	費 用※2
保険契約関係費 (年金管理費)※1 年金支払管理に 必要な費用です。	受取年金額に対して 0.4% (円貨で年金を受け取る場合は 0.35%)

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2016年3月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取り扱いとなります。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額に対しては**1.4%**(円貨の場合は**1.0%**)となります。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

■「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

払込通貨	指定通貨	「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
米ドル	豪ドル	(米ドルのTTM-25銭) ÷ (豪ドルのTTM+25銭)
豪ドル	米ドル	(豪ドルのTTM-25銭) ÷ (米ドルのTTM+25銭)

■積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合の為替レート(クロスレート)
(変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)

*上記の為替レートは、2016年3月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取り扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

ご注意 **解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）**

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

ご注意 **為替リスクについて（損失が生じるおそれ）**

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

1 **8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます**

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます）**であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回など」といいます）を**することができます**。
- お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
 <送り先>〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
- お申し込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 一時払保険料充当金（「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額）と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- **当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。**
- ご契約の内容変更（特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申し込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 **告知は不要です**

この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 **ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります**

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、**積立利率よりも低くなります**。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、通貨および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債（米ドルの場合はアメリカ国債、ユーロの場合はドイツ国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債）の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。

4 **保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）**

- 保険契約のお申し込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます**。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

5 **死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります**

- 死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**）
- 重大事由によりご契約が解除となった場合（**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど**）
- 死亡給付金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- **詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 **解約返還金額が増加または減少することがあります**

解約返還金額の計算方法など詳細はP10をご参照ください。

7 **この保険には為替リスクがあります**

詳細はP15をご参照ください。

8 **第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています**

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時に約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、**契約条件が変更されることがあります**。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構	TEL:03-3286-2820
	受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
	ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

9 **現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申し込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります**

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取り扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取り扱いに制限を受けることがあります。

10 税務のお取り扱いはこちら

ここに記載の税務のお取扱いは2016年3月現在のもので、法令改正などにより税務のお取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

外貨建の保険契約のお取り扱い

つぎの基準により円貨に換算したうえで、円貨建の生命保険と同様のお取り扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
年金原資額の 一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)

*TTM(対顧客電信売相場仲値)、TTB(対顧客電信買相場)についてはP9をご参照ください。
*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
*「円貨支払特約」または「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。
*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。
介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

積立利率保証期間および移行後積立期間中

■解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得※1)+住民税	

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(＝保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得※2)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

■死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	－	所得税(一時所得※1)+住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 =
$$\left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{(受取額)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

11 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

12 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

13 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申し出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）
9:00～17:00

◎ご参考資料

分散投資の考え方

通貨 分散

■円 ■ユーロ
■米ドル ■豪ドル など

資産 分散

■預貯金 ■債券
■株式 ■不動産 など

国 分散

■日本 ■ドイツ
■アメリカ ■オーストラリア など

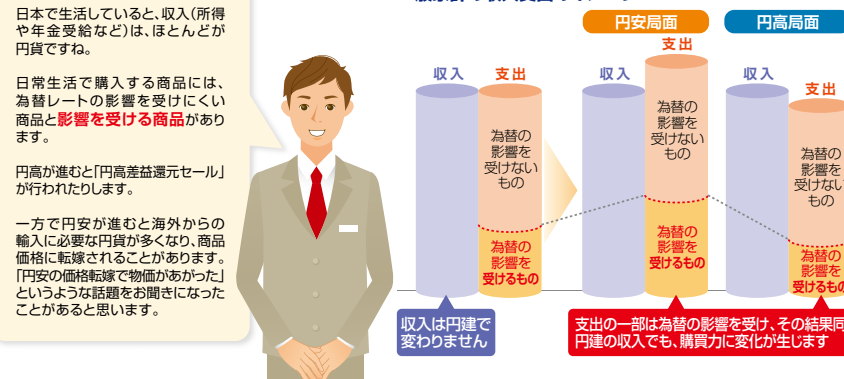
時間 分散

■投資期間（短期・中期・長期）
■投資時期（ドルコスト平均法） など

日常生活への為替変動の影響例（イメージ）

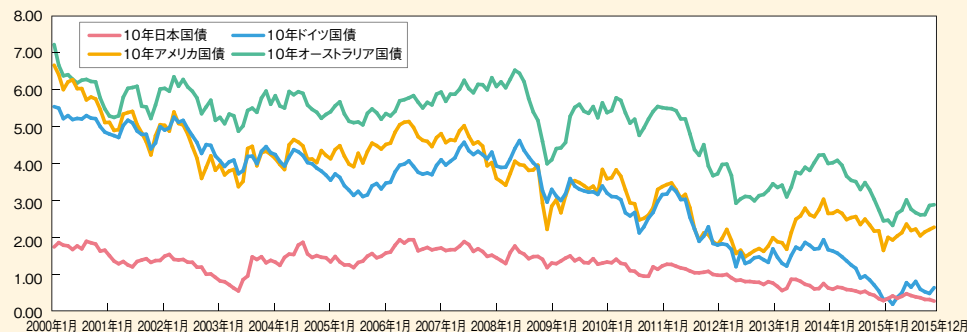


一般家計の収入支出のイメージ



各国の10年国債利回りの推移 (2000年1月～2015年12月末)

(単位: %)



*対象期間について月次データ(月末値)を集計しています。
【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

各国の為替レートの推移 (2000年1月～2015年12月末)

(単位: 円)

米ドル	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
最大値	114.75	131.95	134.80	121.25	114.50	121.12	119.76	123.95	114.15	100.77	94.40	85.44	86.58	105.39	121.58	125.49
最小値	101.55	114.10	115.95	107.13	102.22	102.16	109.62	107.36	87.45	86.30	80.59	75.98	76.13	86.58	101.23	116.44
変動幅	13.20	17.85	18.85	14.12	12.28	18.96	10.14	16.59	26.70	14.47	13.81	9.46	10.45	18.81	20.35	9.05

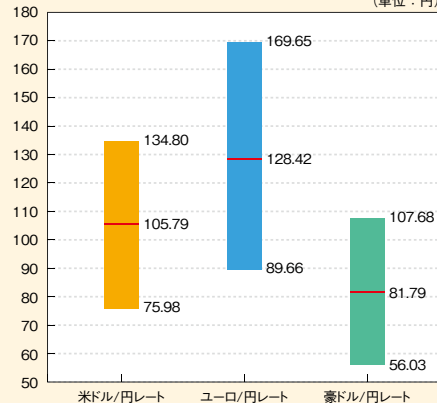
ユーロ	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
最大値	111.81	116.51	125.25	140.72	140.51	143.32	156.50	169.06	169.65	138.07	133.76	122.74	114.71	145.05	149.42	146.54
最小値	89.66	100.64	112.39	124.68	126.49	131.10	137.63	151.74	115.90	114.34	106.42	100.53	94.24	113.87	135.42	126.95
変動幅	22.15	15.87	12.86	16.04	14.02	12.22	18.87	17.32	53.75	23.73	27.34	22.21	20.47	31.18	14.00	19.59

豪ドル	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
最大値	70.80	66.77	71.57	81.15	84.93	90.88	94.16	107.68	104.43	84.92	87.48	89.72	89.80	105.10	102.04	98.07
最小値	56.03	57.51	63.16	67.48	74.65	77.37	82.27	89.36	56.61	72.83	72.79	75.29	87.03	88.51	82.55	82.55
変動幅	14.77	9.26	8.41	13.67	10.28	13.51	11.89	18.32	47.82	28.31	14.65	16.93	14.51	18.07	13.53	15.52

*各年の最大値と最小値を抽出。

*対象期間について日次データ(TTM)を集計しています。
【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

(単位: 円)



*現時点で信頼できるとされる資料に基づいて作成されていますが、第一フロンティア生命がその正確性や完全性に対して責任を負うものではありません。また、将来を示唆あるいは保証するものではありません。

	米ドル/円レート	ユーロ/円レート	豪ドル/円レート
最大値	134.80	169.65	107.68
最小値	75.98	89.66	56.03
平均	105.79	128.42	81.79

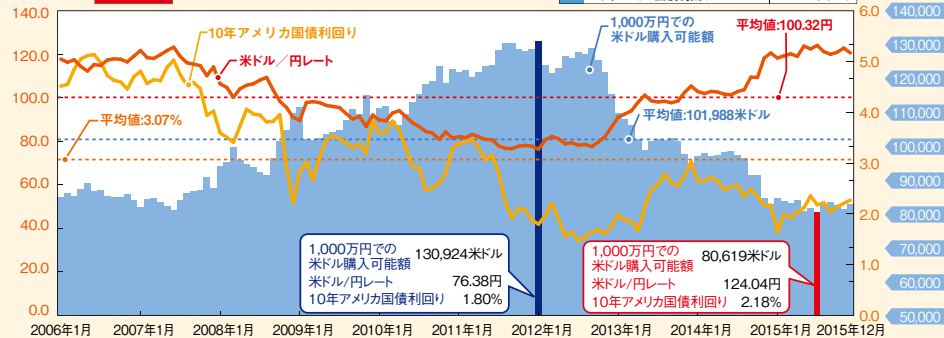
*対象期間について日次データ(TTM)を集計しています。
【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

このグラフは、通貨ごとに2000年1月から2015年12月末までの期間について、日次データ(TTM)を対象に、その最大値(円安)、最小値(円高)、平均を示しています。

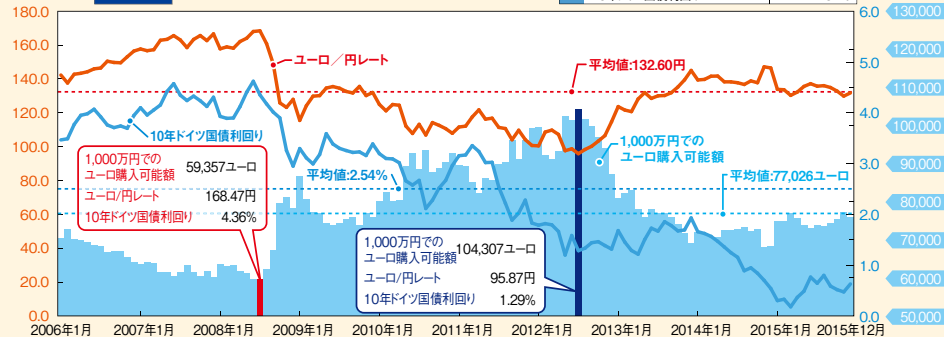


過去10年の外貨購入可能額と為替変動・国債利回り (2006年1月～2015年12月末)

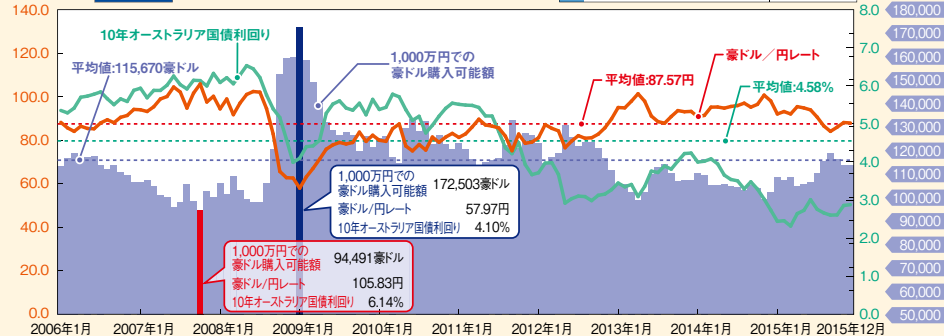
米ドル



ユーロ



豪ドル



【データ出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成
上記シミュレーションは事後的に試算し検証したものです。したがって、将来を示唆あるいは保証するものではありません。
*対象期間について月次データ(月末値)を集計しています。
*購入可能額の試算にあたっては、1,000万円をBloombergでの為替データで除して計算しており、お取引にかかわる費用などは一切考慮していません。
*現時点で信頼できるとされる資料に基づいて作成されていますが、第一フロンティア生命がその正確性や完全性に対して責任を負うものではありません。